

交通遺児育英会 石橋 健一専務理事に聞く

給付事業のさらなる 充実に取り組む

交通遺児育英会(菅谷定彦理事長、東京都千代田区)は、1969年5月に財団法人として設立された。以来、高校生への奨学金貸与を皮切りに、順次対象を拡大し、現在は大学、大学院、専修学校、各種学校までカバーしている。7年前に公益財団法人に移行した。従来、奨学金貸与事業、奨学生に対する指導・育成事業、学生寮運営事業を主な事業の柱としてきたが、近年は修学支援金給付事業の拡大に重点を置いていた。同会の第4次長期事業計画の3年目にあたる平成30年度は、奨学金給付事業や、新たな返還免除策の導入の具体化を推進する方針だ。石橋専務理事に、同会の現状と今後の方向性を聞いた。

認知度の向上にも力を

CM効果など 認知広がる

交通遺児の現状について「交通事故死者数は減少傾向にあるが、損害保険協会のデータなどによれば、重度の後遺障を負うケースはあまり減少していない。この意味で、交通遺児、もしくは重度障がい者の子女に対する修学支援の重要度は従来と変わっていない」

「交通遺児育英会の認知度について」

「ACジャパンの支援キャンペーン団体として、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の主要4メディア等を通じて、団体名に止まらず、当会の事業内容についても認知が進んでいるのは有り難い。また2017年度より警察庁の協力を得て、当会の事業紹介パンフレットを全国の警察署で配布してもらっている。この活動により、交通事故の被害者、加害者で当会事業の対象となる人に漏れなく確実に当会の認知が進むため、有効な啓発活動となっている」

給付、返還免除の両面で

「一般的に、大学等の奨学金返還の負担の大きさが問題になっているが」

「今までも修学支援事業の拡大には積極的に取り組んできた。修学支援金の給付範囲拡大の一環で、従来からの家賃補助に加え、上級学校(大学や専門学校等)進受費用補助制度を昨年新たにスタートさせた。運転免許取得費用の半額給付事業も本格化した。奨学金返還免除措置については、借り手である利用者目線を重視している。交通遺児で生活保護に陥った場合には、本人申請があれば、その年度の返還を免除する。奨学金貸与者のうち、特別支援学校の生徒には、昨年度より卒業と同時に全額返還免除する制度をスタートさせた。これらに加え、今年度には具体化したと考えているのは、奨学金本体の給付事業の導入、および返還免除策の拡大だ」

「国が定める奨学金給付基準では、住民税非課税世帯などが対象となるが、実際の給付対象者は成績優秀者などに限られるだろう。当会の給付事業では、国の給付基準に該当しないケースも対象として検討していった」



経済面に加え 心のケア

「交通遺児育英会における奨学金返還について」

「長年継続しているイベント『高校奨学生と保護者のつどい』が代表的な活動だ。毎年夏、当会の負担で全国の高校生交通遺児とその保護者を招き、情報交換と友達作りの場を提供しているが、参加者からは好評だ。奨学生向けに海外語学研修プログラムも展開しているが、この企画は、語学研修はもちろんだが、交通遺児という同じ境遇の高校生同士が長期間にわたって共に過ごせることも大きな意義があるようだ」

体験を伝えて 交通安全啓発

「自動車関連業界からの支援について」

「当会設立当初、日本自動車工業会を経由して自動車各メーカーから多額の寄付を頂いた。その後、ご支援の輪は、自動車販売会社を始めと

日刊自動車新聞社が記事利用を許諾しています。